

施設の種類と内容

<障害者総合支援法施設>

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間生活能力の向上のために必要な訓練を行います。（利用期間：2年）

自立生活援助

自立した日常生活または社会生活ができるよう、訪問等による生活状況の把握、必要な情報の提供、関係機関との連絡調整等、必要な援助を行います。

就労移行支援

一般就労を目指すために様々な訓練を提供し、就職活動を支援します。（利用期間：原則2年、最大3年まで延長可）

就労継続支援A・B型

一般企業での就労が困難な方あるいは、就労を希望する方に、働く場所を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援

一般企業での就労後、就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談や、関係機関との連絡調整を行います。

地域活動支援センター

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流促進を図るために必要な支援を行います。

<児童福祉法施設>

児童発達支援

療育の観点から集団及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

放課後等デイサービス

学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

※以上の事業については、「地域活動支援センター」を除き、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）又は児童福祉法に基づく利用者負担金が生じる場合があります。所得区分による負担上限や各種の軽減措置がありますので、詳しくは障害者福祉課（042-620-7367、042-620-7366）にお問い合わせください。